

令和 7 年度
県外復興情報発信番組制作業務

業務仕様書

令和 7 年 6 月
岩手県復興防災部復興推進課

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度県外復興情報発信番組制作業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、岩手県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

本県の東日本大震災津波からの復興の取組に当たっては、多様な主体の参画や支援を得ながら、復興を成し遂げていく「開かれた復興」の観点で取り組んでいるところであり、被災地以外の地域における震災の風化を防ぎ、復興の取組への理解と協力を継続的に得ていくためには、被災地の現状や課題、復興の取組などを効果的に情報発信していく必要がある。

このことから、岩手県外において復興情報発信番組を放送し、岩手県外の方々に、震災の経験から得られた教訓を伝承するとともに、復興の取組やこれまでの支援活動等に対する感謝を発信し、引き続き被災地への理解と復興への応援をいただくとするものである。

2 本業務の概要

（１）業務の名称

令和7年度県外復興情報発信番組制作業務

（２）提案内容

復興の象徴的な場所、話題、ストーリー等を踏まえた岩手県内の取材ロケを実施し、次の番組構成を含み、兵庫県を放送エリアとする番組の企画を提案すること。また、岩手県民が番組内容を視聴できる機会を設けること。

【番組構成（必須事項）】

ア 岩手県の復興状況

イ 復興支援への感謝

ウ 震災の教訓の伝承発信（防災力の向上）

エ 岩手県知事から兵庫県民等（放送エリア）に向けたメッセージ

オ 観光や特産品PRなどの岩手県沿岸部の魅力発信

（３）業務の仕様等（放送番組の制作）

区分	主な業務内容等
必須 提案	復興支援への感謝及び震災の教訓や伝承を取り上げ、東日本大震災津波の風化防止や国内外の防災力の向上に資する番組とすること。併せて、岩手県の魅力情報も取り上げ、岩手県沿岸部の特産品の普及拡大や集客等に繋がるような企画を提案すること。
	① 放 送 日 令和8年1月中旬から令和8年3月11日までの間
	② 放 送 回 数 1回以上放送
	③ 放 送 時 間 30分以上（放送枠でも番組本編尺でも可） また、複数回行った短時間放送の合算でも可
	④ 放送時間帯 早朝、深夜の時間帯を除く
	⑤ 放送内容等 次のア～オの番組構成は必須とする
	ア 岩手県の復興状況 イ 復興支援への感謝 ウ 震災の教訓の伝承発信（防災力の向上） エ 岩手県知事から兵庫県民等関西地方（放送エリア）に向けたメッセージ

区分	主な業務内容等
	オ 観光や特産品PRなどの岩手県沿岸部の魅力発信 【題材例】 ・ 兵庫県における創造的復興ウィーク（9/15～21）関連イベント（創造的復興サミット等）【必須】 ・ 東日本大震災津波伝承館「いわて TSUNAMI メモリアル」【必須】 ・ 三陸鉄道震災学習列車や震災伝承活動団体による取組の紹介 ・ 東日本大震災津波及び阪神・淡路大震災の教訓 ・ 三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルに係る取組 ・ 東日本大震災時の兵庫県からの支援 ⑥ 取材ロケ先 兵庫県における創造的復興ウィーク(9/15～21)関連イベント(創造的復興サミット等)及び東日本大震災津波伝承館「いわて TSUNAMI メモリアル」は必須とする。 ⑦ その他 岩手県民が番組内容を視聴できる機会を設けることとし、当該番組視聴方法（テレビ放送、動画配信サービスでの配信等）を提案すること。
自由提案	① 視聴者に対し、岩手県産品の優待特典をはじめ、岩手県沿岸部の特産品の普及拡大に繋がるような企画について、情報番組やホームページ等と組み合わせるなどして、自由提案すること。 ② 視聴率向上に向けた事前の告知（新聞、ラジオ、テレビCM、ホームページ等）を行うこととし、当該実施内容について自由提案すること。 ③ 取材ロケ先について、岩手県が指定する創造的復興サミット及び東日本大震災津波伝承館「いわてTSUNAMIメモリアル」に加え、1箇所以上を自由提案すること。
全般事項	① 制作計画の策定等 行程表（業務全体に係るタイムスケジュール）、番組内容企画書、取材内容・候補地・候補者リスト、出演候補者リスト、番組制作に係る動画編集等、知事メッセージ収録運営マニュアル 等 ② 制作計画に基づく各種手配等
番組制作に関する調整	＜放送番組制作に係る調整＞ ・ 放送番組の制作に当たっては、「工程表」を作成し、放送日までの業務全体に係るタイムスケジュールについて、岩手県と調整を行うこと。 ・ 「番組内容企画書」を作成し、岩手県と調整の上、番組内容の骨子等を決定すること。 ・ 放送番組には、必要に応じてテロップ等を挿入すること。 ＜取材ロケ先に係る調整＞ ・ 自由提案の1箇所以上の取材内容等を記した「取材内容・候補地・候補者リスト」を作成の上、岩手県と調整を行い、取材内容・候補地等を決定すること。 ・ 謝金等が発生する場合は受託者負担とすること。 ＜出演者に係る調整＞ ・ 放送番組において、岩手県沿岸部の復興状況や魅力を発信するための出演者を1名以上配置すること。

区分	主な業務内容等
	・ 出演者については「出演候補者リスト」を作成の上、岩手県と調整を行うこと。 ・ 出演料や交通費等出演者への一切の支払は、受託者が行うこと。 ＜知事メッセージ収録に係る調整＞ ・ 知事メッセージの収録がスムーズに進行するよう、「知事メッセージ収録運営マニュアル」を作成の上、岩手県と調整を行うこと。 ・ 知事メッセージの収録に係る岩手県知事の日程確保、出演調整は岩手県が行う。 ・ 岩手県知事への謝金等は発生しないこと。
提出物	＜報告書の作成・印刷、記録データの提出＞ ・ 放送内容の写真、放送圏内の視聴率を踏まえた効果分析等を掲載した報告書（A4判、両面フルカラー、2部）を作成すること。 なお、放送日が視聴率調査対象期間外の場合、視聴者からのメッセージや岩手県産品の優待特典への応募者状況等、視聴率に代わる実績等を記載すること。 ・ 報告書の電子データ及び番組の放送内容の録画（MP4ファイル）を、DVD-R等電子媒体により提出すること。

（４） 業務に係る共通事項

ア 実現可能な提案を提出すること。

なお、実施に当たり、不確定要素や岩手県、関係機関等の協力要件がある場合は、企画提案書等の提出期限までに具体的かつ明確にその内容を示すこと。

イ 上記２（３）に加え、更なる企画の提案を妨げるものではないこと。

ウ 上記２（３）に記載の調整のほか、必要な連絡調整等を行うこと。

エ 取材の許可（撮影の許可）、出演者等との交渉などについては、岩手県との調整の後に行うこと。

（５） 感染症対策

事前取材・ロケハンの実施等に当たっては、感染症の流行状況に応じて、必要な感染症対策を講じること。

（６） 委託期間

委託契約締結の日から令和７年３月１９日（木）までとする。

（７） 委託予定額

本事業における委託予定額の上限額は、８,４２１,６００円以内（税込）とする。

なお、委託予定額は、上記２（３）「業務の仕様等」に記載の内容のほか、岩手県職員の旅費を除く全ての経費であること。

３ 企画提案書の構成

参加者は、下記の提案項目について必要な書類を作成し、提案することとする。

（１） 上記２に定める業務の内容に係る企画等の提案

（２） 本業務の実施に要する費用を明らかにした費用積算内訳書

費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の１００分の１１０に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

（３） 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）

- (4) 事業全体の実施スケジュール、実施体制、感染症対策

4 企画提案書の書式等

- (1) 企画提案書は、A4版横書き左綴じとし、7部提出すること。
- (2) 提出する企画提案は参加者1者につき1提案とする。
- (3) 提案書提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出は認めない。
- (4) 提案書等の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず提案者の負担とする。また、提出した企画提案書等は返却しない。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を岩手県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記5(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 岩手県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 岩手県は、上記5(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記5(3)ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、岩手県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(6) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、岩手県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

ただし、権利の移転前であっても、岩手県が必要な範囲において成果物を利用できるものとする。